

尾張西部地区

尾西排水機場他ゲート設備整備（その２）工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	尾西排水機場他ゲート設備整備（その2）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、国営尾張西部土地改良事業計画に基づき、尾西排水機場及び尾西排水路（送水路）のゲート設備の整備を行うものである。	
2. 工事場所	愛知県一宮市明地字御屋敷東及び西中野沼境地内	
3. 工事概要	本工事は、尾西排水機場及び尾西排水路（送水路）のゲート設備の整備を行う工事で、その概要は次のとおりである。 (1) 日光川遊水池ゲート整備 1 式 (2) 領内川遊水池ゲート整備 1 式 (3) 送水路吐口ゲート整備 1 式	
4. 工事数量	別紙ー1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。	
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、撤去、輸送、整備、据付及び試運転調整までの一切とする。	
第3章 施工条件		
1. 工 期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている315日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで	
2. 工程制限	ゲート設備の撤去、整備及び据付作業（以下「据付作業」という。）並びに据付作業に係る仮設（ゲート設備の運転に支障を来すもの。）は、次に示す期間内に完了させ、ゲート操作を可能な状態とする。 据付作業可能期間 令和7年11月1日～令和8年3月10日	
3. 河川区域内施工	本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。	

項 目	内 容	備 考						
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。							
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日） ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
6. 作業時間の制限	尾西排水機場の施設管理者である愛知県海部農林水産事務所及び西中野排水機場の施設管理者である愛知県海部建設事務所の勤務時間は、平日の8:45から17:30であり、工事における作業時間は、施設管理者の勤務時間内であることを原則とする。 なお、やむを得ず施設管理者の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。							
7. 現場技術員	本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。							
第4章 現場条件								
1. 管理水位	現場作業時における遊水池（広口池）の水位は、洪水等の異常時を除いて下表のとおり管理することを想定しているが、気象条件や関係機関及び施設管理者との調整等により変更する場合がある。 なお、尾西排水路（送水路）内の水位については、現場作業開始前に尾西排水機場の吐出水槽排水ポンプにより送水路内（サイホン区間除く）の水抜きを行うことを想定しているが、水抜き作業に別途排水ポンプが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理水位</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TP +1.00m以下</td><td>11月1日～3月10日</td><td></td></tr> </tbody> </table>	管理水位	期 間	備 考	TP +1.00m以下	11月1日～3月10日		
管理水位	期 間	備 考						
TP +1.00m以下	11月1日～3月10日							
2. 関連工事等	受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) 尾張西部国営施設機能保全事業 尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事 (令和5年7月～令和8年3月) (2) 尾張西部国営施設機能保全事業 尾西排水機場補機・電気設備更新工事 (令和5年10月～令和8年3月)							
3. 搬入路	現場への搬入路は、下記に示す車両の通行が可能と想定している。 受注者は排水機場の状況を十分に確認し、必要に応じて養生等を行わなければならない。 なお、特別な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							

項 目	内 容			備 考												
4. 第三者に対する措置	<table><tr><th>ゲート名称</th><th>車両</th><th>備考</th></tr><tr><td>(1) 日光川遊水池ゲート</td><td>100tオールテレーンクレーン</td><td></td></tr><tr><td>(2) 領内川遊水池ゲート</td><td>70tラフテレーンクレーン</td><td></td></tr><tr><td>(3) 送水路吐口ゲート</td><td>70tラフテレーンクレーン</td><td></td></tr></table>			ゲート名称	車両	備考	(1) 日光川遊水池ゲート	100tオールテレーンクレーン		(2) 領内川遊水池ゲート	70tラフテレーンクレーン		(3) 送水路吐口ゲート	70tラフテレーンクレーン		
	ゲート名称	車両	備考													
	(1) 日光川遊水池ゲート	100tオールテレーンクレーン														
	(2) 領内川遊水池ゲート	70tラフテレーンクレーン														
	(3) 送水路吐口ゲート	70tラフテレーンクレーン														
(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関係機関との協議調整、現地の交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
(2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。																
5. 関係機関との調整	受注者は、下記について必要な協議調整等を行わなければならない。 (1) 設備輸送ルートの使用許可申請 (2) 危険物等の届出 (3) その他工事に必要な協議調整等															
第5章 提出図書等																
1. 提出図書	共通仕様書（施）第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数を作成し、監督職員に提出するものとする。 ・完成図書2部 なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せの上、作成するものとする。 また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出するものとする。															
2. 承諾図書	(1) 共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は、工事の余裕期間終了後から30日以内に提出するものとする。 また、承諾、不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。 (2) 本工事で施工した施設について、工事竣工後においても材料調達を含めた、迅速な対応が可能となるよう、メンテナンス体制を確保する資料を作成の上、監督職員及び施設管理者と打合せを行うものとする。															
3. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。															
4. 官公庁への手続き等	共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す手続きが必要となった場合は、以下のとおり申請書類を監督職員に提出するものとする。 ・必要な申請書 1部															
第6章 仮 設																
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。 ただし、排水機場のゲート設備等に係るものを除く。															

項 目	内 容	備 考
第7章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地 2. 工事用地等の使用及び返還	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、尾西排水機場及び西中野排水機場敷地内である。 (1) 前項の土地の使用及び返還に伴う詳細については、監督職員が指示するので、それに従うものとする。 (2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地及び返還するときは、監督職員に報告するものとする。	
第8章 貸与する資料等 1. 貸与する資料	本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。 (1) 資 料 名 平成28年度 尾張西部地区 尾西排水機場等ゲート施設整備実施設計業務報告書 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。 (5) そ の 他 その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとし、追加資料等があった場合の取扱いは上記のとおりとする。	
第9章 試運転調整等 1. 運転管理及び運転操作	日光川遊水池ゲート、領内川遊水池ゲート、送水路吐口ゲート設備の整備後、以下の時期までに操作設備（機側、遠方）による試運転調整を実施するものとする。 ・令和8年3月10日まで 上記、試運転調整作業の実施に当たっては、作業前に実施計画書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。 試運転調整完了後、結果を監督職員に提出するものとする。	
第10章 設 計 1. 一般事項	(1) 受注者は、施工前及び施工途中において、第8章第1項の貸与する資料等を基に工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。 (2) 設備は、土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、与条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 設備は、耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 設備は、運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。	
2. 既設設備条件	(1) 周囲条件 気温：-10℃～40℃ 湿度：30%～80% (2) 既設設備仕様	

項 目	内 容		備 考
	1) 日光川遊水池ゲート		
	形 式		鋼製プレートガータ構造ローラゲート
	純 径 間		2.500m
	有 効 高		2.800m
	門 数		1 門
	設計	外水位	4.170m
		内水位	0.000m
	操作	外水位	4.170m
		内水位	3.170m
	水密方式		両面 4 方ゴム水密
	開閉方式		電動ラック式開閉装置（2 本吊り、連動型）
	開閉能力		40kN
	開閉速度		0.3m/min
	揚 程		2.800m
	操作方式		機側及び遠方
	2) 領内川遊水池ゲート		
	形 式		鋼製プレートガータ構造ローラゲート
	純 径 間		2.500m
	有 効 高		2.800m
	門 数		1 門
	設計	外水位	4.170m
		内水位	0.000m
	操作	外水位	2.925m
		内水位	1.925m
	水密方式		両面 4 方ゴム水密
	開閉方式		電動ラック式開閉装置（2 本吊り、連動型）
	開閉能力		40kN
	開閉速度		0.3m/min
	揚 程		2.800m
	操作方式		機側及び遠方
	3) 送水路吐口ゲート		
	形 式		鋼製プレートガータ構造ローラゲート
	純 径 間		4.500m
	有 効 高		4.000m
	門 数		1 門
	設計	外水位	10.910m
内水位		0.000m	
操作	外水位	10.910m	
	内水位	0.000m	
水密方式		両面 4 方ゴム水密	
開閉方式		電動ラック式開閉装置（2 本吊り、連動型）	
開閉能力		300kN	
開閉速度		0.3m/min	
揚 程		4.100m	
操作方式		機側及び遠方	

項 目	内 容	備 考																																																			
第11章 構造及び製作																																																					
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。 (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術、新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) 水門設備の主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。 (5) 整備作業中、整備方法の変更や新たに補修を必要と判断される箇所が発見された場合は、速やかに監督職員に報告し、協議するものとする。																																																				
2. 扉体整備	各ゲート扉体の整備内容は、以下のとおりとする。 (1) 清掃・分解・点検 1) ゲート扉体は、水洗い・清掃を行い付着物の除去を行う。 2) 主ローラ及びサイドローラの分解・整備を行う。 (2) 塗装（工場素地調整・工場塗装） 1) ゲート扉体を工場まで運搬し、工場にて素地調整を行い、再塗装するものとする。塗装仕様は、本仕様書の第14章3. 塗装仕様によるものとする。 (3) 組立・調整（部品交換を含む） 1) 水密ゴムの取付・調整 2) 主ローラ・サイドローラの取付・調整 3) 交換部品は以下のとおりとする。 ① 日光川遊水池ゲート <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>規格</th><th>用途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水密ゴム(両面P形)</td><td>合成ゴム(CR) φ22×12×77</td><td>扉体上部・側部</td></tr> <tr> <td>水密ゴム(平形)</td><td>合成ゴム(CR) t10×70</td><td>扉体底部</td></tr> <tr> <td>側部ゴム押え</td><td>SUS304、FB32×6</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>上部ゴム押え</td><td>SUS304、FB32×6</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>下部ゴム押え</td><td>SUS304、FB60×6</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>ボルト・ナット</td><td>SUS304、M10</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>オイルレスメタル</td><td>φ90/φ70 L=80</td><td>主ローラ</td></tr> <tr> <td>オイルレスメタル</td><td>φ40/φ30 L=40</td><td>サイドローラ</td></tr> </tbody> </table> ② 領内川遊水池ゲート <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>規格</th><th>用途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水密ゴム(両面P形)</td><td>合成ゴム(CR) φ30×12×100</td><td>扉体上部・側部</td></tr> <tr> <td>水密ゴム(平形)</td><td>合成ゴム(CR) t15×80</td><td>扉体底部</td></tr> <tr> <td>側部ゴム押え</td><td>SUS304、FB38×9</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>上部ゴム押え</td><td>SUS304、FB38×9</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>下部ゴム押え</td><td>SUS304、FB75×9</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>ボルト・ナット</td><td>SUS304、M12</td><td>水密ゴム押え用</td></tr> <tr> <td>オイルレスメタル</td><td>φ90/φ70 L=80</td><td>主ローラ</td></tr> </tbody> </table>	名称	規格	用途	水密ゴム(両面P形)	合成ゴム(CR) φ22×12×77	扉体上部・側部	水密ゴム(平形)	合成ゴム(CR) t10×70	扉体底部	側部ゴム押え	SUS304、FB32×6	水密ゴム押え用	上部ゴム押え	SUS304、FB32×6	水密ゴム押え用	下部ゴム押え	SUS304、FB60×6	水密ゴム押え用	ボルト・ナット	SUS304、M10	水密ゴム押え用	オイルレスメタル	φ90/φ70 L=80	主ローラ	オイルレスメタル	φ40/φ30 L=40	サイドローラ	名称	規格	用途	水密ゴム(両面P形)	合成ゴム(CR) φ30×12×100	扉体上部・側部	水密ゴム(平形)	合成ゴム(CR) t15×80	扉体底部	側部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用	上部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用	下部ゴム押え	SUS304、FB75×9	水密ゴム押え用	ボルト・ナット	SUS304、M12	水密ゴム押え用	オイルレスメタル	φ90/φ70 L=80	主ローラ	
名称	規格	用途																																																			
水密ゴム(両面P形)	合成ゴム(CR) φ22×12×77	扉体上部・側部																																																			
水密ゴム(平形)	合成ゴム(CR) t10×70	扉体底部																																																			
側部ゴム押え	SUS304、FB32×6	水密ゴム押え用																																																			
上部ゴム押え	SUS304、FB32×6	水密ゴム押え用																																																			
下部ゴム押え	SUS304、FB60×6	水密ゴム押え用																																																			
ボルト・ナット	SUS304、M10	水密ゴム押え用																																																			
オイルレスメタル	φ90/φ70 L=80	主ローラ																																																			
オイルレスメタル	φ40/φ30 L=40	サイドローラ																																																			
名称	規格	用途																																																			
水密ゴム(両面P形)	合成ゴム(CR) φ30×12×100	扉体上部・側部																																																			
水密ゴム(平形)	合成ゴム(CR) t15×80	扉体底部																																																			
側部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用																																																			
上部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用																																																			
下部ゴム押え	SUS304、FB75×9	水密ゴム押え用																																																			
ボルト・ナット	SUS304、M12	水密ゴム押え用																																																			
オイルレスメタル	φ90/φ70 L=80	主ローラ																																																			

項 目	内 容			備 考																											
3. 開閉装置整備	<table><tr><td>オイルレスメタル</td><td>φ 40/ φ 30 L=40</td><td>サイドローラ</td></tr></table>			オイルレスメタル	φ 40/ φ 30 L=40	サイドローラ																									
	オイルレスメタル	φ 40/ φ 30 L=40	サイドローラ																												
	③ 送水路吐口ゲート																														
	<table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>用 途</th></tr><tr><td>水密ゴム(両面 P 形)</td><td>合成ゴム(CR) φ 30×12×100</td><td>扉体上部・側部</td></tr><tr><td>水密ゴム(平形)</td><td>合成ゴム(CR) t15×80</td><td>扉体底部</td></tr><tr><td>側部ゴム押え</td><td>SUS304、FB38×9</td><td>水密ゴム押え用</td></tr><tr><td>上部ゴム押え</td><td>SUS304、FB38×9</td><td>水密ゴム押え用</td></tr><tr><td>下部ゴム押え</td><td>SUS304、FB75×9</td><td>水密ゴム押え用</td></tr><tr><td>ボルト・ナット</td><td>SUS304、M12</td><td>水密ゴム押え用</td></tr><tr><td>オイルレスメタル</td><td>φ 200/ φ 170 L=160</td><td>主ローラ</td></tr><tr><td>オイルレスメタル</td><td>φ 50/ φ 40 L=50</td><td>サイドローラ</td></tr></table>			名 称	規 格	用 途	水密ゴム(両面 P 形)	合成ゴム(CR) φ 30×12×100	扉体上部・側部	水密ゴム(平形)	合成ゴム(CR) t15×80	扉体底部	側部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用	上部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用	下部ゴム押え	SUS304、FB75×9	水密ゴム押え用	ボルト・ナット	SUS304、M12	水密ゴム押え用	オイルレスメタル	φ 200/ φ 170 L=160	主ローラ	オイルレスメタル	φ 50/ φ 40 L=50	サイドローラ	
	名 称	規 格	用 途																												
	水密ゴム(両面 P 形)	合成ゴム(CR) φ 30×12×100	扉体上部・側部																												
	水密ゴム(平形)	合成ゴム(CR) t15×80	扉体底部																												
	側部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用																												
	上部ゴム押え	SUS304、FB38×9	水密ゴム押え用																												
	下部ゴム押え	SUS304、FB75×9	水密ゴム押え用																												
	ボルト・ナット	SUS304、M12	水密ゴム押え用																												
	オイルレスメタル	φ 200/ φ 170 L=160	主ローラ																												
	オイルレスメタル	φ 50/ φ 40 L=50	サイドローラ																												
	各ゲート開閉装置の整備内容は、以下のとおりとする。																														
	(1) 塗装（工場素地調整・工場塗装）																														
	1) ゲート開閉装置架台は工場製作後、工場にて素地調整及び塗装するものとする。塗装仕様は、本仕様書の第14章 3. 塗装仕様によるものとする。																														
	2) 中間振れ止め金具は、工場まで運搬し、工場にて素地調整を行い、再塗装するものとする。塗装仕様は、本仕様書の第14章 3. 塗装仕様によるものとする。																														
	(2) 組立・調整（部品交換を含む）																														
	1) 開閉装置の据付・調整																														
	2) 交換部品は以下のとおりとする。																														
	① 日光川遊水池ゲート																														
	<table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>数 量</th></tr><tr><td>ラック電動開閉機</td><td>連動40kN(2本吊)、カバー長2.1m、押釦ユニット付</td><td>1 台</td></tr><tr><td>ラック棒</td><td>SUS304、40kN用、L=5.2m</td><td>2 本</td></tr><tr><td>ラック棒継手</td><td>SCS13、40kN用</td><td>2 個</td></tr><tr><td>吊ピン</td><td>SUS304N2、40kN用</td><td>2 個</td></tr></table>			名 称	規 格	数 量	ラック電動開閉機	連動40kN(2本吊)、カバー長2.1m、押釦ユニット付	1 台	ラック棒	SUS304、40kN用、L=5.2m	2 本	ラック棒継手	SCS13、40kN用	2 個	吊ピン	SUS304N2、40kN用	2 個													
	名 称	規 格	数 量																												
ラック電動開閉機	連動40kN(2本吊)、カバー長2.1m、押釦ユニット付	1 台																													
ラック棒	SUS304、40kN用、L=5.2m	2 本																													
ラック棒継手	SCS13、40kN用	2 個																													
吊ピン	SUS304N2、40kN用	2 個																													
② 領内川遊水池ゲート																															
<table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>数 量</th></tr><tr><td>ラック電動開閉機</td><td>連動40kN(2本吊)、カバー長2.1m、押釦ユニット付</td><td>1 台</td></tr><tr><td>ラック棒</td><td>SUS304、40kN用、L=5.2m</td><td>2 本</td></tr><tr><td>ラック棒継手</td><td>SCS13、40kN用</td><td>2 個</td></tr><tr><td>吊ピン</td><td>SUS304N2、40kN用</td><td>2 個</td></tr></table>			名 称	規 格	数 量	ラック電動開閉機	連動40kN(2本吊)、カバー長2.1m、押釦ユニット付	1 台	ラック棒	SUS304、40kN用、L=5.2m	2 本	ラック棒継手	SCS13、40kN用	2 個	吊ピン	SUS304N2、40kN用	2 個														
名 称	規 格	数 量																													
ラック電動開閉機	連動40kN(2本吊)、カバー長2.1m、押釦ユニット付	1 台																													
ラック棒	SUS304、40kN用、L=5.2m	2 本																													
ラック棒継手	SCS13、40kN用	2 個																													
吊ピン	SUS304N2、40kN用	2 個																													
③ 送水路吐口ゲート																															
<table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>数 量</th></tr><tr><td>ラック電動開閉機</td><td>連動300kN(2本吊)、カバー長3.4m</td><td>1 台</td></tr><tr><td>ラック棒</td><td>SUS304、300kN用、L=10.1m</td><td>2 本</td></tr><tr><td>ラック棒継手</td><td>SCS13、300kN用</td><td>2 個</td></tr><tr><td>吊ピン</td><td>SUS304N2、300kN用</td><td>2 個</td></tr></table>			名 称	規 格	数 量	ラック電動開閉機	連動300kN(2本吊)、カバー長3.4m	1 台	ラック棒	SUS304、300kN用、L=10.1m	2 本	ラック棒継手	SCS13、300kN用	2 個	吊ピン	SUS304N2、300kN用	2 個														
名 称	規 格	数 量																													
ラック電動開閉機	連動300kN(2本吊)、カバー長3.4m	1 台																													
ラック棒	SUS304、300kN用、L=10.1m	2 本																													
ラック棒継手	SCS13、300kN用	2 個																													
吊ピン	SUS304N2、300kN用	2 個																													

項 目	内 容	備 考
第12章 運転操作・ 制御方式 1. 運転管理 2. 運転操作	機側及び遠方（尾西排水機場内操作室）における運転管理の内容は、既設と同様とし、別紙－2「管理項目表」に示すとおりとする。 ゲート設備の運転操作内容は、既設と同様とし、以下に示すとおりとする。 (1) 機側操作 ゲート付近に設置する機側操作盤、もしくは開閉装置に搭載する押釦ユニットによりゲートの開閉操作制御を行う。 (2) 遠隔操作 尾西排水機場操作室内に設置された既設監視操作卓によりゲートの開閉操作制御を行う。	
第13章 電気通信 設備 1. 一般事項	(1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする (3) 本工事に必要な予備品は、設計図書によるものとする。 (4) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、確実な耐雷対策を行うものとする。 (5) 回路構成等 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。 2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより点滅するものとする。 3) スペースヒータは、スナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する 4) 耐雷対策を十分施すものとする。 (6) 指示計及び表示灯 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモーター毎に対応させるものとする。 2) 状態表示及び故障表示は集合表示とし、ランプテストができるものとする。 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。 (7) 設置場所 機側操作盤及び押釦ユニットは、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。	
2. 負荷設備	(1) 開閉装置電動機 1) 型 式 低圧三相かご形誘導電動機（ブレーキ付） 2) 絶縁の種類 F 種 3) 保護形式 屋外全閉フランジ形 4) 極 数 6 極 5) 電 圧 220V 6) 周 波 数 60Hz	

項 目	内 容	備 考
	7) 時間定格 連続 8) 起動トルク 定格トルクの200%程度 9) 最大トルク 定格トルクの300%程度 10) ブレーキ容量 定格トルクの150%程度 (2) 押釦ユニット（日光川遊水池ゲート・領内川遊水池ゲート） 1) 機器仕様 ① 形 式 3点押釦型 ② 使用場所 屋外 ③ 材 質 ステンレス鋼板製 ④ 用 途 ゲート操作（ラック式） 2) 盤面取付機器 ① 状態表示器 3 個 ② 故障表示器 1 個 ③ 操作場所切換スイッチ 1 個 ④ 操作スイッチ 3 個 (3) 機側操作盤（送水路吐口ゲート） 1) 機器仕様 ① 形 式 自立閉鎖型 ② 使用場所 屋外 ③ 材 質 ステンレス鋼板製 ④ 用 途 ゲート操作（ラック式） 2) 盤面取付機器 ① 交流電流計 1 個 ② 交流電圧計 1 個 ③ 開度指示計 1 個 ④ 状態表示器 1 2 個 ⑤ 故障表示器 9 個 ⑥ 操作場所切換スイッチ 1 個 ⑦ 操作スイッチ 6 個 3) 盤内取付機器 ① 漏電遮断器 1 個 ② 配線用遮断器 7 個 ③ 可逆電磁接触器 1 組 ④ 3 要素継電器 1 個 ⑤ 進相コンデンサ 1 個 ⑥ スペースヒータ 1 個 ⑦ 盤内照明灯 1 個 ⑧ 補助継電器 1 式 ⑨ 現時継電器 1 式 ⑩ その他必要なもの 1 式	
第14章 塗 装		
1. 一般事項	(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を得るものとする。 なお、電気盤の塗装色は5Y7/1とする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は、正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。 (3) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。	

項 目	内 容					備 考																																																																																				
2. 施工方法	(4) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の70%以上とする。 (1) 素地調整作業は、素地調整前に水洗い・清掃により汚れを落とした後、鋼材表面の素地調整を十分に行うものとする。 (2) 素地調整後は発錆防止等のため、速やかに前処理塗装（以下「一次プライマー」という。）を施さなければならない。 (3) 塗装作業（各層の塗り重ね）は、塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 (4) 現場及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。 (5) 既設塗膜には、鉛を含有している塗料が使用されているため、素地調整に必要な作業計画及び曝露防止のために必要な安全対策等については、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 また、素地調整時に発生する旧塗膜くず等については、関係法令に基づき適切に処分するものとする。																																																																																									
3. 塗装仕様	(1) 扉体（日光川遊水池ゲート、領内川遊水池ゲート） <table><tr><th>施工場所</th><th>工程</th><th>塗料等</th><th>標準膜厚</th><th>塗色</th><th>塗装方法</th></tr><tr><td rowspan="6">工場</td><td>素地調整</td><td>1 種ケレン</td><td>—</td><td rowspan="6">最終層 緑系</td><td rowspan="6">エアレス スプレー</td></tr><tr><td>1次プライマー</td><td>有機ジンクリッチプライマー</td><td>(15 μm)</td></tr><tr><td>下塗①</td><td>エポキシ樹脂塗料</td><td>80 μm</td></tr><tr><td>下塗②</td><td>エポキシ樹脂塗料</td><td>80 μm</td></tr><tr><td>中塗</td><td>ポリウレタン樹脂塗料</td><td>40 μm</td></tr><tr><td>上塗</td><td>ポリウレタン樹脂塗料</td><td>30 μm</td></tr></table> ※（ ）数値は膜厚に含まない。 (2) 扉体（送水路吐口ゲート） <table><tr><th>施工場所</th><th>工程</th><th>塗料等</th><th>標準膜厚</th><th>塗色</th><th>塗装方法</th></tr><tr><td rowspan="7">工場</td><td>素地調整</td><td>1 種ケレン</td><td>—</td><td rowspan="7">最終層 緑系</td><td rowspan="7">エアレス スプレー</td></tr><tr><td>下塗①</td><td>厚膜形エポキシジンクリッチペイント</td><td>75 μm</td></tr><tr><td>ミストコート</td><td>エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td><td>—</td></tr><tr><td>下塗②</td><td>エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td><td>100 μm</td></tr><tr><td>下塗③</td><td>エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td><td>100 μm</td></tr><tr><td>中塗</td><td>エポキシ樹脂塗料</td><td>40 μm</td></tr><tr><td>上塗</td><td>エポキシ樹脂塗料</td><td>40 μm</td></tr></table> (3) 開閉装置架台、中間振れ止め金具 <table><tr><th>施工場所</th><th>工程</th><th>塗料等</th><th>標準膜厚</th><th>塗色</th><th>塗装方法</th></tr><tr><td rowspan="6">工場</td><td>素地調整</td><td>1 種ケレン</td><td>—</td><td rowspan="6">最終層 緑系</td><td rowspan="6">エアレス スプレー</td></tr><tr><td>1次プライマー</td><td>エポキシジンクリッチプライマー</td><td>(15 μm)</td></tr><tr><td>下塗①</td><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>80 μm</td></tr><tr><td>下塗②</td><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>80 μm</td></tr><tr><td>中塗</td><td>弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料</td><td>40 μm</td></tr><tr><td>上塗</td><td>弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料</td><td>30 μm</td></tr></table> ※（ ）数値は膜厚に含まない。					施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法	工場	素地調整	1 種ケレン	—	最終層 緑系	エアレス スプレー	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	(15 μm)	下塗①	エポキシ樹脂塗料	80 μm	下塗②	エポキシ樹脂塗料	80 μm	中塗	ポリウレタン樹脂塗料	40 μm	上塗	ポリウレタン樹脂塗料	30 μm	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法	工場	素地調整	1 種ケレン	—	最終層 緑系	エアレス スプレー	下塗①	厚膜形エポキシジンクリッチペイント	75 μm	ミストコート	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	—	下塗②	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100 μm	下塗③	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100 μm	中塗	エポキシ樹脂塗料	40 μm	上塗	エポキシ樹脂塗料	40 μm	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法	工場	素地調整	1 種ケレン	—	最終層 緑系	エアレス スプレー	1次プライマー	エポキシジンクリッチプライマー	(15 μm)	下塗①	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm	下塗②	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm	中塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40 μm	上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30 μm	
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法																																																																																					
工場	素地調整	1 種ケレン	—	最終層 緑系	エアレス スプレー																																																																																					
	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	(15 μm)																																																																																							
	下塗①	エポキシ樹脂塗料	80 μm																																																																																							
	下塗②	エポキシ樹脂塗料	80 μm																																																																																							
	中塗	ポリウレタン樹脂塗料	40 μm																																																																																							
	上塗	ポリウレタン樹脂塗料	30 μm																																																																																							
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法																																																																																					
工場	素地調整	1 種ケレン	—	最終層 緑系	エアレス スプレー																																																																																					
	下塗①	厚膜形エポキシジンクリッチペイント	75 μm																																																																																							
	ミストコート	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	—																																																																																							
	下塗②	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100 μm																																																																																							
	下塗③	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100 μm																																																																																							
	中塗	エポキシ樹脂塗料	40 μm																																																																																							
	上塗	エポキシ樹脂塗料	40 μm																																																																																							
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法																																																																																					
工場	素地調整	1 種ケレン	—	最終層 緑系	エアレス スプレー																																																																																					
	1次プライマー	エポキシジンクリッチプライマー	(15 μm)																																																																																							
	下塗①	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm																																																																																							
	下塗②	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm																																																																																							
	中塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40 μm																																																																																							
	上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30 μm																																																																																							

項 目	内 容	備 考						
第15章 据 付								
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。							
2. 据付基準点	本工事で使用する据付基準点は、工事着手前に受注者が任意の基準点を設定して行うものとし、基準点の位置、標高等について監督職員に報告し、確認を受けるものとする。							
3. 機械設備	設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。							
4. 電気設備	(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。 (2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。 また、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針」に示すSクラス以上とする。 (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。 (4) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。 なお、めねじ形の金属拡張アンカーは使用しないものとする。							
5. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 (1) 規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は、下記によるものとする。 1) 電線 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV) JIS C 3605 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV, CVVS) JIS C 3401 600Vビニル絶縁電線(IV) JIS C 3307 2) 電線管 厚鋼電線管(G) JIS C 8305 金属製可とう電線管 JIS C 8309 (2) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。 <table><tr><th>材料名</th><th>提出資料</th></tr><tr><td>電線及び電線管</td><td>カタログ等</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>カタログ・試験成績書</td></tr></table>	材料名	提出資料	電線及び電線管	カタログ等	アンカーボルト	カタログ・試験成績書	
材料名	提出資料							
電線及び電線管	カタログ等							
アンカーボルト	カタログ・試験成績書							

項 目	内 容		備 考																						
6．特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容、分別解体等の方法は、次のとおりである。																								
	<table><tr><td></td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>		工程	作業内容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	注) ■が該当部分である。
	工程	作業内容	分別解体等の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
7．工事現場発生材	(1) 本工事で撤去するゲート設備のうち、電線及び金属製の有価物（以下、「現場発生品」という。）については、別途、売却による処分を予定していることから、運搬車両に積載出来るよう裁断し、尾西排水機場敷地内の仮置き場まで運搬するものとする。 (2) 現場発生品の運搬にあたっては、現場発生品の材質毎に重量を計測し、監督職員の確認を受けるものとする。また、現場発生品の保管に際しては、分別の徹底、適切な保管に心掛け、盗難等には十分留意し、盗難等による被害が発生した場合には、速やかに所定の手続きを行うとともに、監督職員に報告しなければならない。 (3) 現場発生品の重量計測、分別保管の方法等については、施工計画書に方法を記載し、監督職員の承諾を得るものとする。																								
第16章 試験及び検査																									
1．施工段階確認	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械工事等 <table><tr><td>工 種</td><td colspan="2">確認内容</td><td>確認時期 (一般監督)</td><td>確認時期 (重点監督)</td><td>遠隔 確認 対象</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="2">河川・水路用水門設備</td><td>出来形管理</td><td>施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による</td><td rowspan="2">施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による</td><td>(3) に示すとおり</td><td>○</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>品質管理</td><td>施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による</td><td>(3)、(4) に示すとおり</td><td>○</td></tr></table> (2) (1)の1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。			工 種	確認内容		確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	遠隔 確認 対象	備 考	河川・水路用水門設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	(3) に示すとおり	○		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による	(3)、(4) に示すとおり	○				
工 種	確認内容		確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	遠隔 確認 対象	備 考																			
河川・水路用水門設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	(3) に示すとおり	○																				
	品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による		(3)、(4) に示すとおり	○																				

項 目	内 容	備 考
2. 中間技術検査	(1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員が指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。	
第17章 施工管理等		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有する者でなければならない。 (1) 主任技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 (2) 監理技術者 1) 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 2) 監理技術者資格者証を有する者であること。 ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。	
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
3. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準第1	

項 目	内 容	備 考
	編共通編第2章撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第18章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事、関係機関等との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めのないもの	
第19章 公共事業関係調査に対する協力	(1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象工事となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。 (2) 諸経費動向調査 本工事が諸経費動向調査の対象工事となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。	
第20章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正副2部	
2. 配置予定監理技術者等の専任期間	(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。	

項 目	内 容	備 考
3. ワンデーレス ポンス実施に 関する事項	なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。 さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。 「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。 ただし、原則として閉庁日は除く。	
4. 契約後VE提案	(1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の意義及び範囲 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE提案書の提出 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。） ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係 ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の適否等	

項 目	内 容	備 考
5. 工事の施工効率向上対策	1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。	

項 目	内 容	備 考
	(2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (3) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (4) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。 6. 工事付属品 本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として2部を備え付けなければならない。 なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書の提出部数に含まないものとする。 7. 現場環境の改善の試行 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス	

項 目	内 容	備 考
	コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない。） ス 擬音装置（機能を含む。） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ、【付属品として備えるもの】及び【推奨する仕様、付属品】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
8. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出	

項 目	内 容	備 考										
	する。 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、上記2)の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 1) 補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 [現場閉所率 28.5% (8/28日) 以上]</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> 2) 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上 [現場閉所率 28.5% (8/28日) 以上]	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上 [現場閉所率 28.5% (8/28日) 以上]											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											
9. 週休2日制の促進	(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。 なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」											

項 目	内 容	備 考
10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加點評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）を達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加點評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 ○事務所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成したことに加え、対象期間内のすべての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加點評価する。 ○事務所長用 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともにすべての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測	

項 目	内 容	備 考
	結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ 1$ ※ 1 補正係数：1.2	
11. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
12. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。	
13. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工に当たり、石綿含有資材又は石綿含有のおそれがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」など関係法令を遵守するものとする。	
14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。	

項 目	内 容	備 考						
15. CORINSへの登録	(2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。 共通仕様書（施）第 1 章1-1-9に基づきCORINSへ登録する場合、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。							
16. 施工箇所が点在する工事の適用	(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区（以下、工事箇所という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 <table><tr><th>工区</th><th>対象施設</th></tr><tr><td>尾西排水機場</td><td>日光川遊水池ゲート、領内川遊水池ゲート</td></tr><tr><td>尾西排水路終点部</td><td>送水路吐口ゲート</td></tr></table> (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等、設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。	工区	対象施設	尾西排水機場	日光川遊水池ゲート、領内川遊水池ゲート	尾西排水路終点部	送水路吐口ゲート	
工区	対象施設							
尾西排水機場	日光川遊水池ゲート、領内川遊水池ゲート							
尾西排水路終点部	送水路吐口ゲート							
第21章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。							

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所長

秋永 邦治 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	尾張西部地区 尾西排水機場他ゲート設備整備（その2）工事
工 事 場 所	愛知県一宮市明地字御屋敷東及び西中野沼境地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

令和 7 年度

尾張西部事業（機能保全）

尾張西部地区 尾西排水機場他ゲート設備整備（その 2）工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
・ 小形水門扉整備工				
・ ・ 扉体工	(日光川遊水池ゲート)			
・ ・ ・ 扉体工 (材料費)		式	1	
・ ・ ・ 扉体工 (塗装費)	ステンレス酸洗い	m ²	0.9	
・ ・ ・ 扉体工 (整備費)		式	1	
・ ・ ・ 扉体工 (塗替塗装費)	エポキシ樹脂系	m ²	36	
・ ・ 扉体工	(領内川遊水池ゲート)			
・ ・ ・ 扉体工 (材料費)		式	1	
・ ・ ・ 扉体工 (塗装費)	ステンレス酸洗い	m ²	1	
・ ・ ・ 扉体工 (整備費)		式	1	
・ ・ ・ 扉体工 (塗替塗装費)	エポキシ樹脂系	m ²	35	
・ ・ 開閉装置工	(日光川遊水池ゲート)			
・ ・ ・ 開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1	
・ ・ ・ 架台製作工 (製作費)		式	1	
・ ・ ・ 架台製作工 (塗装費)	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	3.9	
・ ・ ・ 中間振れ止め整備 (塗替塗装費)	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	3	
・ ・ 開閉装置工	(領内川遊水池ゲート)			
・ ・ ・ 開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1	
・ ・ ・ 架台製作工 (製作費)		式	1	
・ ・ ・ 架台製作工 (塗装費)	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	3.9	
・ ・ ・ 中間振れ止め整備 (塗替塗装費)	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	3.2	
・ 水門扉整備工				
・ ・ 扉体工	(送水路吐口ゲート)			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・・・扉体工（材料費）		式	1	
・・・扉体工（塗装費）	ステンレス酸洗い	m ²	1.70	
・・・扉体工（整備費）		式	1	
・・・扉体工（塗替塗装費）	厚膜エポキシ樹脂系	m ²	133	
・・開閉装置工	（送水路吐口ゲート）			
・・・開閉装置（機器単体費・ラック式）		式	1	
・・・架台製作工（製作費）		式	1	
・・・架台製作工（塗装費）	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	10	
・・・中間振れ止め整備（塗替塗装費）	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	3.6	
直接工事費				
・輸送費				
・・輸送費（修繕工事）				
・・・輸送費（修繕工事）	（尾西排水機場～工場）	式	1	
・・・輸送費（修繕工事）	（西中野排水機場～工場）	式	1	
・・・輸送費（修繕工事）	（西中野排水機場～工事現場発生材置場）	式	1	
・・・輸送費（修繕工事）	（工場～尾西排水機場）	式	1	
・・・輸送費（修繕工事）	（工場～西中野排水機場）	式	1	
・小形水門扉据付工				
・・小形水門扉撤去・据付工	（日光川遊水池ゲート）			
・・・開閉装置撤去工	再利用なし	式	1	
・・・扉体撤去工	再利用あり	式	1	
・・・据付工		式	1	
・・・試運転調整工		式	1	
・・小形水門扉撤去・据付工	（領内川遊水池ゲート）			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・・・開閉装置撤去工	再利用なし	式	1	
・・・扉体撤去工	再利用あり	式	1	
・・・据付工		式	1	
・・・試運転調整工		式	1	
・水門扉据付工				
・水門扉撤去・据付工	(送水路吐口ゲート)			
・・・開閉装置撤去工	再利用なし	式	1	
・・・扉体撤去工	再利用あり	式	1	
・・・据付工		式	1	
・・・試運転調整工		式	1	
・仮設工	(送水路吐口ゲート)			
・・・足場工		式	1	
・電気盤類据付工（用排水機以外）				
・電気共通設備工（用排水機以外）	(日光川遊水池ゲート)			
・・・配管工		式	1	
・・・配線工		式	1	
・・・配線機器等設置工		式	1	
・電気共通設備工（用排水機以外）	(領内川遊水池ゲート)			
・・・配管工		式	1	
・・・配線工		式	1	
・・・配線機器等設置工		式	1	
・電気共通設備工（用排水機以外）	(送水路吐口ゲート)			
・・・配管工		式	1	
・・・配線工		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
運搬費				
・ 分解・組立・運搬費				
・ ・ 分解・組立・運搬費	(日光川遊水池ゲート)			
・ ・ ・ 分解・組立・運搬費		式	1	
技術管理費（設計技術費対象外）				
・ 技術管理費				
・ ・ 技術管理費				
・ ・ ・ 塗膜成分試験		式	1	
・ ・ ・ ・ 塗膜成分調査	溶出液作成料	検体	1	
・ ・ ・ ・ 塗膜成分調査	溶出試験（鉛）	検体	1	

[illegible]